

回 答 書

入札件名：渡良瀬川下流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力

下水道管理事務所長

	質 問	回 答
1	<p>・2023年4月より、弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行予定です。（3月分電気料金請求書、4/15到着分より）</p> <p>お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）</p>	<p>・問題ありません。</p>
2	<p>・供給契約開始日の直近6ヶ月間（23年4月供給開始の場合→対象：22年10月～23年3月）において建替・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事のご予定はありますでしょうか。</p> <p>契約開始後に発生しました工事予定に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただく事をご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>・工事の予定はありません。</p> <p>・工事予定日2か月前までに御社と協議を行います。</p>
3	<p>・開札結果について公開方法・範囲を教えてください。</p> <p>あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・電子入札者全社に、電子入札システムで落札通知書が届きます。落札業者、落札金額が表示されます。栃木県公報にも掲載されます。</p> <p>また、入札情報システム上で応札者、応札額、落札者等の詳細が確認できます。</p> <p>・紙入札者が落札業者になった場合のみ、電話又はメールで連絡致します。</p> <p>問合せには可能な範囲で回答致します。</p>
4	<p>・応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合に、応札額について協議を行う事は可能でしょうか。</p>	<p>・入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。なので、応札額に対する協議は受けられません。</p> <p>・契約後の変更についての協議は受付可能ですが、契約書に記載予定の次の条項にあてはまる場合となります。「甲（発注者）及び乙（受注者）は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定及び改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約を全部又は一部を変更することができる。」</p>
5	<p>・入札の仕様書および契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式を適用されている方が対象の質問となりますが、応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議に応じていただくことができますでしょうか。</p>	<p>・問4の回答に同じ</p>

	質 問	回 答
6	<p>・電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただく施設の30分値のご提供をお願いいたします。</p> <p>事前入札参加申請書類提出時に「30分値データ取得についての同意書」を同封させていただきますのでご捺印・ご提出の程、宜しくお願いいたします。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の提供をいただくことが可能となります。</p> <p>なお、応札前に頂戴できましたらより精度の高い試算が可能となり、応札額に反映することが可能となりますが施設の秘匿性の観点から落札後のご提供でも問題ございません。</p>	<p>・落札後に提供します。</p>